

STAR LINK 会員規約

2014年 1月 9日発効

2018年 9月 1日改定



STARFLYER

目 次

第1条 会員	1
第2条 入会申込	1
第3条 入会審査	1
第4条 会員資格の発効	1
第5条 入会不承認の場合の対応	1
第6条 会員証の発行	1
第7条 会員証の使用	2
第8条 小児・乳幼児の会員証の使用	2
第9条 二重登録の禁止	2
第10条 暗証番号の登録・管理	2
第11条 暗証番号の不正利用	3
第12条 会員証の管理	3
第13条 デジタル会員証への移行	3
第14条 マイル取得（対象フライトの利用）	3
第15条 マイル取得（提携会社）	3
第16条 マイルチャート	4
第17条 マイルの積算	4
第18条 マイルの請求	4
第19条 異議に必要な書類	4
第20条 小児のマイル	5
第21条 乳幼児のマイル	5
第22条 会員間での共有・合算・譲渡	5
第23条 マイルの有効期限	5

第24条	特典	5
第25条	特典の利用者	5
第26条	指定利用者	6
第27条	特典利用の申込み	6
第28条	特典の送付	6
第29条	特典利用上の制限	6
第30条	特典航空券利用の本人確認	6
第31条	特典の譲渡・売買の禁止	7
第32条	税金・利用料・付帯費用	7
第33条	特典の紛失・盗難	7
第34条	特典の補償	7
第35条	送付書類の取扱い	7
第36条	個人情報の管理	7
第37条	個人情報の利用目的（フライト業務）	8
第38条	個人情報の利用目的（その他の業務）	8
第39条	個人情報の記載拒否	8
第40条	業務委託先への対応	8
第41条	個人情報保護法に基づく取扱い	8
第42条	個人情報の変更届け出	9
第43条	プライバシーポリシー	9
第44条	個人情報の確認と問い合わせ	9
第45条	退会	9
第46条	会員資格の失効	9
第47条	会員資格・特典の利用停止	9
第48条	会員の死亡	10
第49条	既発行会員カードの返却	10

第50条	不正に対する措置	10
第51条	終了の告知	10
第52条	プログラムの変更	10
第53条	情報の優先	11
第54条	特定会員への特典	11
第55条	会員への情報提供	11
第56条	当社に対する通知	11
第57条	準拠法および裁判管轄	11

株式会社スターフライヤー（以下「当社」といいます。）は、会員制プログラムSTARLINK（以下「SLK」といいます。）を運営します。本規約は、SLK利用に際しての条件を定めたものです。

第一章 入会に関する規約

第1条 会員

本規約において「会員」とは、当社に対してSLKへの入会申込をされ、当社により入会を承認された日本在住の個人のお客様をいいます。

第2条 入会申込

本規約の内容をご承諾のうえ、当社所定の方法によりお申込みください。

第3条 入会審査

当社が入会申込を受け、入会審査を行います。審査の結果、当社が当該申込をされたお客様の入会が不適當であると認めた場合には、入会をお断りする場合があります。スターフライヤーカードについては、カードを発行する提携クレジット会社が加えて審査します。

第4条 会員資格の発効

会員資格は、当社から入会を承認されたお客様のマイル口座（会員のマイルを積算および使用を記録しておく口座）開設が完了した時点で発効します。

第5条 入会不承認の場合の対応

入会審査の結果、入会が認められなかった場合には、当該入会申込をされたお客様に対してその旨通知されます。

第6条 会員証の発行

会員証は当社公式スマートフォンアプリ（以下「公式アプリ」といいます。）上でデジ

タル会員証として発行されます。デジタル会員証は、入会后、公式アプリにログインすることで確認できます。なお、公式アプリの利用にあたっては、本規約とは別に、同アプリの利用に関する本社所定の規約への同意が必要となります。

また、クレジット機能の付いていない会員カード（2018年8月以前に発行したもの。以下、「既発行会員カード」といいます。）およびスターフライヤーカードも会員証として使用できます。ただし、既発行会員カードおよびスターフライヤーカードについては、裏面の所定の欄に会員本人の姓名が記入されていない場合、マイル積算や特典利用（以下に定義します。）等を受けられない場合があります。なお、既発行会員カードの所有権は当社が有し、会員に貸与するものです。

以下、デジタル会員証、既発行会員カード、およびスターフライヤーカードを、あわせて「会員証」といいます。

第7条 会員証の使用

会員証には会員番号が表示されています。会員のマイル口座へのマイル積算、残高照会および特典のお申込みに関する手続は、登録している会員本人が行なうものとします。その場合、当社は本人であることの確認をさせていただきます。

第8条 小児・乳幼児の会員証の使用

会員本人が小児（3歳～11歳）、または乳幼児（3歳未満）の場合には、その親または法定代理人がマイル積算、残高照会および特典のお申込み等の諸手続を、会員本人に代わって行うことができます。

第9条 二重登録の禁止

マイル口座は会員お1人様1口座とし、会員お1人様が複数のマイル口座の設定を受け、またはマイルを二重登録することはできません。複数のマイル口座の開設やマイルの二重登録が判明した場合は、当社はその選択により任意のマイル口座を1口座のみ残し、それ以外のマイル口座およびそこに積算されたマイルを無効にすることができます。

第10条 暗証番号の登録・管理

会員の特典を利用する際には、暗証番号の提示が求められます。入会申込時に、暗証番号の設定を会員が行わなかった場合、当社が暫定的に暗証番号の初期設定を行います。そ

の場合、会員は、入会后、速やかに暗証番号の変更を行うものとします。

第11条 暗証番号の不正利用

他人が暗証番号を利用したことにより会員に被害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第12条 会員証の管理

会員は、その自己責任において会員証および暗証番号その他会員証に係る情報（以下「会員証情報」といいます。）を管理しなければなりません。会員は、他人に会員証を貸与、譲渡または担保提供してはならず、また、会員証情報を使用させてはなりません。

第13条 デジタル会員証への移行

既発行会員カードの盗難・破損・汚損等の場合、会員カードの再発行は行わず、当社所定の方法によりデジタル会員証に移行していただきます。

第二章 マイルに関する規約

第14条 マイル取得（対象フライトの利用）

マイルは当社の対象となるフライト（以下「対象フライト」といいます。）を対象ブックイングクラス、対象運賃で、対象飛行区間において利用した場合に取得できるものとします。当社は、対象フライトのマイル取得基準（対象飛行区間、対象地域、対象ブックイングクラス、対象運賃など）を随時、任意に見直すことができるものとします。

第15条 マイル取得（提携会社）

当社と提携関係にある会社（以下「提携会社」といいます。）が指定する商品・サービス（以下「マイル取得対象商品・サービス」といいます。）について、その購入時に与えられるポイントを、当該提携会社および当社の定める条件にしたがってマイルに交換できます。なお、マイル取得対象商品・サービスの購入時に SLK に入会していることが前提条

件となります。また、提携会社が指定するマイル取得対象商品・サービスの購入時にポイントをマイルに交換するためには、提携会社所定のポイント制度等にも加入していることが前提条件として求められる場合があります。提携会社は、マイル取得対象商品・サービスを随時、任意に見直す権利を有します。マイル取得対象商品・サービスおよびこれに係るポイントのマイルへの交換条件につきましては、当社ホームページにてお知らせいたします。

第16条 マイルチャート

対象フライトに係るマイルは運賃の支払いおよび発券が行なわれ、かつ実際に会員が利用した場合に付与されます。付与されるマイル数は、当社が定めるマイルチャートに基づき、会員が出発した都市と到着した都市間に基づいて計算されます。

第17条 マイルの積算

マイルの積算は、会員が購入した座席数に関係なく、対象フライトへの搭乗1回につき、会員のマイル口座に対して1回だけ行われます。なお、搭乗時点のマイル取得基準に従って、運賃種別等によってはマイルの積算が行なわれない場合もあります。マイル口座に積算されたマイルは会員からの確認が可能となるまでに、1週間程度の時間を要します。

第18条 マイルの請求

対象フライトに搭乗し、またはマイル取得対象商品・サービスを購入し、マイルの取得基準を満たしたにもかかわらず、マイルがマイル口座に積算されなかった場合、会員は当社が定める方法に従って、対象フライトへの搭乗またはマイル取得対象商品・サービス購入（以下「マイル加算対象取引」といいます。）があった日から3ヶ月以内であれば、当社に対してその旨通知し、マイルの積算を請求することができます。ただし、提携会社によりマイルの事後登録を受け付けない場合、マイルの積算請求可能期間が異なる場合があります。

第19条 異議に必要な書類

マイルの付与について異議がある場合、会員は、マイル加算対象取引の3ヶ月以内に当社に異議の申し立てができます。その際は当該飛行区間への搭乗を証明する書類の提出を求められます。

第20条 小児のマイル

小児についても、原則として、大人（12歳以上の者）と同様の基準にてマイルが付与されます（キャンペーン等によるボーナスマイルを除く）。小児が特典を利用する場合でも、大人が特典を利用する場合と同じマイルが差し引かれます。

第21条 乳幼児のマイル

乳幼児が幼児運賃で対象フライトに搭乗する場合には、マイルの付与は行われません。また、乳幼児が大人と同様のマイルを使用して特典航空券を取得した場合には、座席の占有が可能です。

第22条 会員間での共有・合算・譲渡

積算されたマイルは会員ご本人様固有のものであり、会員同士であっても、共有、合算および譲渡することはできません。

第23条 マイルの有効期限

マイルの有効期限は、マイル加算対象取引が行われた月から数えて36ヵ月後の月末まで有効です。（例：マイル取得が2017年9月の場合、有効期限は2020年9月30日）

第三章 特典利用に関する規約

第24条 特典

本規約において「特典」とは、会員からの申込みにより、積算されたマイルを使用と引き換えに行なわれる航空券（以下「特典航空券」といいます。）、物品、その他のサービスの提供のことを意味します。

第25条 特典の利用者

一部特典を除き、特典は会員のほか、指定利用者（以下に定義します。）によってもご

利用いただけます。

第26条 指定利用者

本規約において「指定利用者」とは、会員が指名した方のことです。指定利用者が特典を利用する場合は、会員から事前に指定利用者の氏名、年齢、性別をスターリンク事務局に連絡する必要があります。

第27条 特典利用の申込み

特典利用の申込み時には、所定の本人確認を行います。会員または指定利用者のいずれが特典を利用する場合でも、会員本人からの申込みが必要です。

第28条 特典の送付

会員への必要事項の連絡および特典の送付は、全て、当社に登録された住所に対して行なわれます。会員が転居等の理由で登録された住所を変更する場合、その他、登録された個人情報に変更が生じた場合には、当社に届出を行なう必要があります。また、スタアフライヤーカードの場合は、この届出を提携クレジット会社に行なう必要があります。この届出が行なわれなかったために、必要事項の不達および特典の不着など、会員の不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第29条 特典利用上の制限

特典航空券については、利用できない期間や利用座席数等の制限を設けることがあり、便によっては利用可能な座席が無い場合もあります。当社は、この利用制限を理由に、特典の申込みの取消、マイルの払戻しおよび特典の有効期限延長等を行う責任を負いません。また、利用期限のある特典については、必ず当該期限内にご利用ください。その他の各種制限や条件については、特典のご利用前に必ずご確認ください。

第30条 特典航空券利用の本人確認

特典航空券を利用する場合は、本人確認をする場合があります。身分を証明できる書類を携行されていない場合には、特典の利用をお断りすることがあります。

第 3 1 条 特典の譲渡・売買の禁止

特典航空券はいかなる形でも会員または指定利用者から第三者へ譲渡・売買することを禁止します。

第 3 2 条 税金・利用料・付帯費用

特典航空券の利用に伴い発生する税金・空港施設利用料および付帯費用は、その特典航空券を利用される会員または指定利用者にご負担いただきます。

第 3 3 条 特典の紛失・盗難

特典航空券または特典に係る物品の紛失または盗難等が生じた場合、また、特典航空券または特典に係る物品の発送以降、配送中に生じた遅延・紛失・損害等により会員が特典を利用出来ない状況となった場合についても、当社はそれを補償するいかなる責任も負いません。

第 3 4 条 特典の補償

当社は、利用できなかった特典航空券または特典に係る物品・サービスを補償するいかなる責任も負いません。特典航空券に係る搭乗便の遅延または運航の中止等が発生した場合であっても、当社は、当社の他の便や他社便への振替等を行う義務を負いません。

第 3 5 条 送付書類の取扱い

当社宛に送付いただいた書類の管理・処分の権利は当社に帰属するものとし、返却いたしません。必要書類の場合はお手元にコピーを保管のうえ、原本の送付をお願いします。

第四章 個人情報に関する規約

第 3 6 条 個人情報の管理

当社は、会員の個人情報の取扱いは、法令および当社が別途定める当社プライバシーポリシーに従って、細心の注意を払い、適正で安全な管理を実行します。

第 37 条 個人情報の利用目的（フライト業務）

会員の個人情報は、フライト業務に関連して、（A）航空運送サービスにともなう予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、機内サービス、（B）連帯運送、共同引受、コードシェア、相次運送および受託運送における予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、（C）SLKにおけるサービスの提供、ならびに（D）当社が取扱うその他のサービス・商品の案内、提供および管理等に利用します。

第 38 条 個人情報の利用目的（その他の業務）

会員の個人情報は、第 37 条に記載以外の業務に関連して、（E）当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施、（F）新たなサービス・商品の開発、（G）当社のサービス、商品、各種イベント、キャンペーンのご案内および各種情報の提供、（H）当社グループ会社・提携先企業等が取扱うサービス、商品、各種イベント、キャンペーンのご案内および各種情報の提供ならびに（I）問合せ、依頼等に利用します。

第 39 条 個人情報の記載拒否

当社は、会員等が本章に定める個人情報の取扱いについてご承諾いただけない場合および入会の申込みに必要な事項の記載をしない場合に、入会をお断りし、または退会の手続きをとることができます。

第 40 条 業務委託先への対応

当社は、本規約に係る業務の一部を委託した業務委託先に対して、本規約に関連してお客様から提供された個人情報を、必要な範囲で文書またはオンラインにて提供する場合があります。ただし、会員が希望し、その旨当社に対して通知した場合には、業務委託先への提供を停止します。

第 41 条 個人情報保護法に基づく取扱い

会員の個人情報について、会員より、開示、訂正、削除、追加、利用停止および消去等の請求があった場合、請求者が会員本人であることを確認した上で、適切に対応します。なお、情報の開示等には所定の手数料が必要となる場合があります。

第42条 個人情報の変更届け出

会員が登録した個人情報に変更が生じた場合には、当社に変更の届出を行なう必要があります。スターフライヤーカードの場合は提携クレジット会社にも、届出をお願いします。

第43条 プライバシーポリシー

当社のお客様の個人情報の取扱いは、当社プライバシーポリシーにて定められています。当社プライバシーポリシーは当社のホームページにてご確認いただけます。

第44条 個人情報の確認と問い合わせ

会員の個人情報についての確認やお問い合わせは、当社または当社のホームページ上 (www.starflyer.jp)にてご案内しています。

第五章 会員資格終了に関する規約

第45条 退会

会員が退会を希望する場合は、当社への届出が必要です。スターフライヤーカードの場合は提携クレジット会社にご連絡ください。

第46条 会員資格の失効

3年間マイルの取得実績がなかった場合は、自動的に会員資格が取り消される場合があります。その場合、その日までに蓄積された未使用のマイルは全て無効となります。

第47条 会員資格・特典の利用停止

当社との信頼関係を著しく損なう行為ならびにマイルの取得および特典の利用等に関する不正行為があった場合には、会員資格の失効、積算マイルの没収、特典の利用停止、特典の返還請求を行うことがあります。また、それ以後のSLKへの入会を承認しない場合もあります。

第48条 会員の死亡

会員が死亡した場合、当該会員の相続人は当該会員のマイル口座に残っているマイルを承継できます。ただし、その場合、当該相続人は、かかるマイルの相続権を自らが専ら有することを合理的に証明する書類を、会員死亡後6ヶ月以内に提示する必要があります。期間内に係る書類の提示がなされなかった場合は、当該会員の積算マイルは全て消滅します。また、上記の場合を除いて、退会または資格が失効した会員がそれまでに取得していたマイルを特典に引き換えることはできません。

第49条 既発行会員カードの返却

既発行会員カードを会員証として使用する会員は、本章各条に定める事由により会員資格が終了した場合は、速やかに既発行会員カードを返却する必要があります。

第六章 その他の規約

第50条 不正に対する措置

会員による不正な行為が行われた場合、当社は、第47条に定める措置の他、必要に応じて損害賠償請求等の法的措置をとることがあります。特典航空券などの不正利用が発覚した場合には、正規普通運賃を会員または指定利用者にご負担いただきます。

第51条 終了の告知

当社は任意にSLKを終了することができ、終了する場合、その3ヶ月以上前に会員に当社ホームページへの掲載により告知いたします。その際、別途定めがある場合を除き、SLK終了時点で、会員の未使用マイルの取消および未使用特典の利用中止が行われます。

第52条 プログラムの変更

SLKの規約、特典、取得マイル数、マイルの取得条件などの諸条件は、予告なしに変更する場合があります。

第53条 情報の優先

本規約に基づく会員に対する告知は当社ホームページへの記載により行なわれるものとします。本規約およびこれに基づく告知については、当社ホームページに新たに記載された内容が、それ以前の内容に優先します。

第54条 特定会員への特典

諸条件の違いにより、特定の会員にのみ特典が提供される場合があります。

第55条 会員への情報提供

当社は会員に、ダイレクトメールまたは電子メールで情報をご提供することがあります。ただし、会員から当社へのお申し出があれば、これらの送付および送信を停止いたします。

第56条 当社に対する通知

会員からの当社に対して本規約に基づいて行なわれる申込、届出その他の通知は、以下のスターリンク事務局に対して行なわれるべきものとします。

第57条 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、会員と当社との間で生じた紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社 スターフライヤー

スターリンク事務局

〒802-0003

福岡県北九州市小倉北区米町2-2-1新小倉ビル

電話番号 0570-07-1001

以上